

令和2年6月5日

利用者及び御家族の方へ

京都市子ども若者はぐくみ局
子ども若者未来部育成推進課

通常保育への移行について

平素は、本市の児童福祉行政に御協力・御尽力いただき、誠にありがとうございます。
さて、標記の件について、下記のとおり取り扱いますので、引き続き、御理解・御協力をいただきますようお願いいたします。

記

1 学童クラブ事業の受入基準等の変更について

(1) 基本的な考え方

これまで、本市では、保育園等や学童クラブ事業については、利用者及びその家族の生活維持や社会基盤のため必要なサービスであると判断し、施設における感染防止対策を徹底するとともに、自宅での保育が可能な方は利用を控えていただくよう依頼するなど、子どもたちの感染リスクを可能な限り下げの中で、運営を継続してまいりました。

一方、多くの皆さまの懸命な御尽力により、感染者数は大幅に減少していることを踏まえ、6月1日から受入基準を緩和したところですが、以降も感染者数の増加が落ち着いていること等から、今回、受入基準を変更するものです（京都府の行動自粛要請基準、注意喚起基準を目安に、3段階で受入基準を変更する基本的な考え方は、令和2年5月22日付で通知したのから変更はありません。）。

(2) 受入基準等

6月15日から、通常どおりの受入基準（＝通常活動）に変更します。

なお、6月15日までに、クラスターの同時多発的な発生や京都府の行動自粛の変更等、市内の感染拡大状況に大きな変化があった場合は、改めて本市から通知します。

ア 適用時期

令和2年6月15日（月）から

イ 留意点

「通常活動」での欠席は、利用料金の減免等の対象外となります。

なお、4・5月分の利用料金の減免等については、別途通知をご覧ください。

2 児童館（自由来館事業・子育て支援活動）について

(1) 再開時期

市立小学校において、6月15日から通常登校が開始されますが、一部の私立小学校においては、通常登校の再開時期が市立小学校と異なる日程となるため、その準備期間を考慮し、7月1日（水）から一斉に再開とさせていただきます。

乳幼児クラブなどの開催スケジュールは児童館ごとに異なりますので、各館にお問い合わせいただくか、児童館のホームページ、はぐくみ通信、はぐくみアプリの情報を御確認ください。

(2) 再開に当たっての新型コロナウイルス感染症対策

自由来館事業を再開するに当たり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、利用者票への記載をお願いいたします。

なお、個人情報については、児童館利用者の中で新型コロナウイルス罹患者が発生した場合に、児童館及び京都市役所の担当部署（子ども若者はぐくみ局育成推進課）の事務処理に必要な範囲にのみ使用し、保管については厳重にいたします。

3 御家族の方をお願いしたいこと

(1) 感染症対策の徹底

- ・ 免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事を心がけるようにしてください。
- ・ 手洗いや咳エチケット等、基本的な感染症対策を徹底してください。

- 帰宅時や調理の前後、食事の前などにこまめに石鹸やアルコール消毒液などで手を洗いましょう。
- 咳などの症状がある場合は、咳やくしゃみを手で押さえると、その手で触ったものにもウイルスが付着し、ドアノブ等を介して他の方に病気をうつす可能性がありますので、マスクを着用する等、咳エチケットを行ってください。
- 持病がある方などは、公共交通機関や人混みの多い場所を避けるなど、より一層注意してください。

(2) 利用前の健康観察の実施等

- ・ 利用前に、発熱や咳などの風邪の症状はないかなど、健康観察を行ってください。
- ・ お子さまや御家族に発熱や咳等の風邪の症状がみられる場合や利用に当たって不安を感じられる場合（発熱等の症状が改善してから24時間経っていない等）は当施設に連絡のうえ、利用を控えてください。
- ・ 別紙の症状が続く場合は、速やかに、帰国者・接触者相談センター（電話075-222-3421、土・日・祝日を含む24時間対応）に御相談いただくとともに、当施設まで一報をお願いします。
- ・ また、医療機関を受診した結果についても、当施設まで一報をお願いします。

(3) その他

- ・ 当施設においては、新型コロナウイルス感染症を理由とする差別や偏見などの人権侵害が生じないように、十分に配慮して指導しておりますので、利用者の皆様におかれましても、御理解と御協力をお願いいたします。
- ・ 新型コロナウイルス感染症におきましては、日々状況が変化していることから、今後の状況により、改めて利用者の皆様に御協力をお願いする場合がありますので、御承知おきください。